

会 務 月 報

第301号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成20年3月 通常理事会概要

1. 日 時 平成20年3月7日(金)14:00～16:50

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 33名

(内、表決委任状提出者7名を含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、山口祥悟、伊藤 剛、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
本澤宗夫、吉原殖男

理 事 荒木正治、石葉泰久、大島拓司、岡田利一、
木村克次、豊田 昇、野呂幸一、水谷達郎、
村山高文、森野美德、山田美光、山中保教、
横須賀満夫

監 事 泉谷良宏、高橋 敏

欠席者(表決委任者)

理 事：浅野善治、定行まり子、瀧口信二、田村志郎、
馬場錬成、横田満人、米澤榮三

欠 席 者 山崎善利副会長、速水可次監事

事務局出席者 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5. 議 事

2008 - 4 日事連会務月報

(1)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

山田美光理事、横須賀満夫理事

(2)議決事項

1)常任理事会専決事項の承認の件(平成20年2月20日、常任
理事会決定)

つぎの常任理事会専決事項の内容について、事務局より
説明がなされた。

日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会
委員の決定の件

日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞
選考委員会委員について資料1のとおり決めた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことに
より対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締
切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関
係では委員長が藤木忠善氏から坂本一成氏に、委員
では伊香賀俊治氏から酒井寛二氏に変更した。

管理建築士講習(法定講習)の実施の決定の件

管理建築士講習(法定講習)の実施についての業務受
託内容、経費分担及び全体スケジュール等を資料2のとおり
決めた。

登録講習機関として申請を予定している(財)建築技
術教育普及センターとは管理建築士講習の実施にかかる
基本合意書を平成19年11月28日に交わしている。その
後、具体的な業務委託内容及び委託費等の実施協力条
件等について協議を重ねてきた。今回条件面の整理が
資料2のとおりまとまった。内容は、受講料(修了審査
含む)は1名・15,000円を想定し、日事連はテキストの編集
協力費・印刷製本費・送料及び講習運営間接経費を含
めて1名当たり受講料の約13%、単位会は会場確保、実
務経歴審査、監理補助員説明会等及び講習運営間接経
費を含めて1名当たり受講料の約43%、センターは講習会場
費、問題作成費等、電算システム費、講師謝金、講師旅費、事
務局説明会費用、テキスト原稿料等、講習運営間接経費を

含めて1名当たり受講料の約44%の経費分担となっており、具体的には単位会へは1名あたり6,400円(講習会場費、講師謝金、講師旅費についてはセンターから別途支給)が支給されることとなる。これらの額については、これまでの管理講習の経費や作業量等とのバランスも踏まえて調整している。なお、管理建築士講習は8月下旬から「見なし講習」として実施される予定であり、実施準備の関係で各单位会へ会場予約等の準備を依頼することとした。

これに関連した質疑は以下の通り。

- ・実務経歴審査はどのような方法で行うのか。
- 現段階での情報では、受講申込時に実務経歴書の提出と対面審査を行う予定である。また、実務経歴書の記載事項は、管理建築士等の建築士が証明することなどの方法が検討されている。いずれ審査要領として示される予定である。

当面の知事指定講習の進め方の決定の件

当面の知事指定講習の進め方について資料3のとおり決めた。

管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習(知事指定講習)に係る県との協議事項として、管理建築士講習(法定講習)は受講して修了考査に合格すればその後受講する義務はなく、管理講習(知事指定講習)は5年毎の建築士事務所の更新登録の際に受講指導・勸奨という制度の相違点がある。従って、管理建築士が継続的に能力の維持・向上を図る制度として管理講習の知事指定の継続が必要であること、また、管理講習の知事指定の継続をする場合の特例措置(管理建築士講習を修了した者は知事指定講習を受講したものと見なす等の指導要綱等の見直し)等について各県との協議を行う必要性についての文書を各单位会に送付することとした。

これに関連した質疑は以下の通り。

- ・制度当初3年間の経過措置期間内で管理建築士講習

を受講し、修了考査を受けた後の合格発表が概ね1ヶ月後になるが、その前に建築士事務所登録の更新時期を向かえる場合はどうなるのか。

- 県の指導要綱では講習を修了していないことを理由に更新登録を拒否することは困難と思われるので、その対応については県の担当部局と適切な方法について協議してほしい。

「管理建築士研修専門委員会」設置の決定の件

管理建築士研修専門委員会の設置について資料4のとおり決めた。

「管理建築士講習」の研修については、(財)建築技術教育普及センターとの協議の結果、同センターからの委託を受けて、本会が編集協力することとなった。本会の「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム」において、具体的な編集方法等について検討を行ったところ、同ワーキングチームでは、基本的な科目内容案(メニュー)を作成するとともに、研修の編集協力については、別途、委員会を設け対応することとし、教育・情報委員会の下に「管理建築士研修専門委員会」(仮称)を設けることとした。

議長より、以上の から の常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 建築士定期講習(法定講習)の実施の承認の件

事務局より、資料5によって建築士定期講習(法定講習)の実施について次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習は、登録講習機関として申請を予定している(財)建築技術教育普及センターと日事連及び日本建築士会連合会が実施協力に係る協議を行っている。これにともない、日事連及び日本建築士会連合会の両団体で建築士定期講習実施に係る基本的な事項について合意をする必要性が生じたため資料5の建築士定期講習実施に係る基本合意(案)をまとめた。この基本合意を年度内に結びたいと考えている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおり建築士定期講習実施に係る基本合意を日本建築士会連合会と年度内に結ぶことを承認した。

3) 第49回通常総会議案の承認の件

平成20年度事業計画の承認の件(第1号議案)

平成20年度事業計画案について資料6により各常置委員会委員長及び専務理事から次の趣旨の説明がなされた。

本年の12月に施行予定の改正建築士法に規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点として、法の円滑な施行に向けて様々な課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展とともに消費者の信頼性の向上を図るため各種事業に取り組む。

具体的には法定講習(管理建築士講習、建築士事務所に所属する建築士のための定期講習)の実施協力機関としての実施、定款等の整備、苦情解決業務の実施に係る規程整備等、改正法の施行に向けた広報活動、指定事務所登録機関の指定への支援等の活動を通して団体による自律的な監督体制の確立に向けた事業を行う。

平成20年度収支予算の承認の件(第2号議案)

平成20年度収支予算案について各科目の収支予算案の説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支について資料6によって事務局より説明がなされた。3会計の収支予算案合計は、収入の部では、会費収入177,150,000円、事業収入253,440,000円、雑収入、2,460,000円、特定預金取崩収入60,050,000円、前期繰越収支差額35,000,000円、合計528,100,000円となっている。支出の部では、事業費382,620,000円、管理費99,410,000円、特定預金支出36,710,000円、予備費9,360,000円、合計528,100,000円となっている。

議長より、平成20年度事業計画の承認の件及び平成

20年度収支予算の承認の件の議案の承認について諮ったところ異議なく、資料6のとおりこれを承認し、第49回通常総会で第1号議案及び第2号議案として提案することを決定した。

4) 岐阜県での管理建築士講習等の実施の承認の件

専務理事及び事務局より、資料7によって岐阜県での管理建築士講習等の実施について次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習を企画している(財)建築技術教育普及センターから日事連に対し、岐阜県における当該講習の実施の方針を求められ、岐阜県での円滑な実施のためには、日事連が岐阜会に対して実施に協力するかどうかの確認をするよう求められた。また、平成20年度に登録更新が予定される住宅金融支援機構の適合証明技術者の登録事務について、日事連と同じ登録機関である日本建築士会連合会の協力のもと実施することが本来的であるが、同連合会からは岐阜県での円滑な登録事務の実施のためには日事連が岐阜会の実施に関する意向を文書で確認することを求められた。このため平成19年12月21日に会長、関係副会長等で対応を協議した。その結果、平成20年1月中に幹部が岐阜会を訪問し、平成20年度の管理建築士講習等の準備状況の説明と岐阜県での実施について岐阜会の意向を文書でもって確認することとした。1月22日に日事連から専務理事、事務局長の2名が岐阜会を訪問し、岐阜会の向井会長はじめ役員7名に説明し、平成20年度の管理建築士講習等の実施について意向の確認を行った。当日の説明では岐阜会は退会して会員団体ではないため他の会員団体と同様の条件で委託することはできない旨を説明し、岐阜会もその主旨については基本的に理解していた。その後、平成20年1月31日付で岐阜会より管理建築士講習(法定講習)、適合証明技術者登録事務について受託する旨の回答文書が送付された。委託契約条件については別途協議することとなっている。会員団体でない岐阜会へ

のそれぞれの委託費等の協議内容の条件については、他の会員団体の日事連への負担等を考慮しながら、非会員団体としての条件を詰め、その内容については会長に一任することとしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、岐阜県での管理建築士講習の実施の対応方針を承認した。

5) 業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了の承認の件

事務局より、教育・情報委員会及び常任理事会で検討した業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了について資料8によって次の趣旨説明がなされた。

(株)構造システムから提供されている7種類のソフトウェアについて改正建築基準法施行にともないバージョンアップ開発コストやサポート対応件数の大幅な増加等により現行価格での提供が困難になったので4月21日より利用価格の値上げをしたい旨の意向が示された。

業務支援サービスの有料利用が開始され平成20年1月31日現在で3年11ヶ月が経過した。この間の利用者が2週間以下または0回のソフトウェア14種類のサービスの終了について、本年6月20日をもって終了することとしたい。

なお、この内容については業務支援サービスのホームページでお知らせすることとしている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

6) (有)日事連サービスの今後の運営方針の承認の件

山田総務・財務委員長及び常務理事より次の趣旨の説明がなされた。

昨年7月、(有)日事連サービスより日事連に対し、今後、日事連と連携を強化していくため、同社の役員及び出資者の長期固定化、高齢化の現状を改善すべく、同社の今後の運営方針について、考え方を示してほしい旨の依頼があった。このことについて、常任理事会より付託を

受けた総務・財務委員会が資料9のとおり、日事連との連携を強化しつつ役員等の若返りが可能になるような方針案をまとめた。なお、(有)日事連サービスから、現役員においても、この方針案について理解された旨の報告があった。

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料9のとおりこれを承認した。

7) 第49回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第49回通常総会等の日程及び運営について資料10により次の通り説明がなされた。

平成20年3月28日(金)

会場: 八重洲富士屋ホテル2F「桜の間」

11:00～13:10 3月常任理事会(3F「赤松の間」)

13:15～15:30 第103回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第49回通常総会(平成20年度予算総会)

16:20～17:00 第33回日事政研総会

議長より、同議案の承認について諮ったところ異議なく、資料10のとおりこれを承認した。

(3) 報告事項

1) 6月改正建築基準法の施行について

専務理事より、6月改正建築基準法の施行について昨年の11月27日に開催された通常理事会以降の国または日事連・関係団体が対応してきた主な事項について資料11及び資料11-1によって報告がなされた。

2) 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等について

本年2月6日に単位会の協力を得て500事務所に対して6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査を行った結果の概要をまとめたものが資料12である。残された課題としては、ビアフェック対象建築物が広範であること、ビアフェック審査が相当の負担となっていること、ビアフェック制度が設計の制約となっていること、確認審査の円滑化のためには更なる改善が必要との認識があること等が実態調査の結果となっている。この結果について来週中に記

者発表をする予定にしている。また、先に開催した常任理事会でもこの結果について協議したが、確認申請の前段階で構造設計を委託する場合にその確保が困難になっている状況がある旨の意見があり、その後具体的な追加アンケートの設問事項が提案された。その内容を参考にし、会長と協議し、第2次アンケート調査として設問項目をまとめた旨の報告が資料12によって専務理事よりなされた。これに関連した質疑は以下の通り。

- ・第2次アンケートの結果はどのような発表方法を考えているか。
- 外部に向けた発表方法になる。
- ・このアンケート調査は、制度改正の裏付けとなるものと考えられる。
- ・第2次アンケートの調査結果も含めて一緒に発表したらどうか。
- ・調査結果の情報は早いうちに発表してこそ価値があると思うので、現在ある調査結果を発表した後に、第2次アンケート調査の結果がまとまった段階で発表する方法でよいのではないか。

協議の結果、アンケート調査結果がまとめられているものは発表し、第2次アンケート調査は適切な時期に行い、その結果がまとまった段階で発表することとした。

3) 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて

専務理事より、平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめがなされた内容の建築士試験の受験資格の見直し、講習制度、工事監理業務の適正化、業務報酬基準(告示1206号)の見直し、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実等のとりまとめ経過及び日事連の対応等について資料13により報告がなされた。

4) 日事連定款の一部変更の折衝状況について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款変更等にかかる状況について資料14によって報告がな

れた。変更の内容は次の事項となる。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。

法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応するために副会長を1名増員するための「役員の員数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後に検討のうえ行うこととする。この定款の一部変更については、現在、国土交通省担当課と折衝中であり、本年6月に開催する日事連の総会を目的に事前審査・調整が行われることになっている。

5) UIA2011東京大会への対応について

UIA2011東京大会は2011年9月25日から10月1日に1万人規模で開催される予定である。また、本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で次の東京開催に対する関心を高め、大会の準備を促進するため、建築5団体に対し、参加協力要請があり関係団体で調整することとなっている旨の報告が専務理事より資料15によってなされた。

6) 平成20年度国土交通省住宅局関係の講習について

平成20年度に国土交通省住宅局関係で実施が予定される講習は以下の通りである。

長期優良住宅に関する技術の普及(講習の実施:平成20年秋頃から24年)

木造住宅の安全性・信頼性向上(講習の実施:平成20年6月頃から22年)

住宅瑕疵担保責任保険制度対応(講習の実施:平成20年4月頃から21年)

住宅・建築物の省エネ対策強化(講習の実施:平成20年秋頃から24年)

これらの実施について各県で協議会が設置される予定となっている旨の報告が常務理事より資料16によって

なされた。

7) 第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果報告について

森副会長(全国大会運営特別委員長)より、昨年10月5日に開催した、第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果について資料17によって報告がなされた。

8) 平成20年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成20年度の主な会議日程(予定)について資料18によって事務局より報告がなされた。

9) 会員・構成員異動報告

平成19年11月末日から平成20年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料19の通り。

平成19年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,869事務所、賛助会員5社

平成19年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,878事務所、賛助会員5社

平成20年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社

10) 職員30年勤続表彰について

会長より、就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、恩田利昭(昭和52年8月1日入社)を平成20年3月28日に開催される第49回通常総会で表彰する旨の報告がなされた。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2: 管理建築士講習に係る業務分担及び受講料収入の割り振り案

資料3:「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)

資料4:「管理建築士事務所専門委員会」(仮称)の設置について

資料5: 建築士定期講習実施に係る基本合意(案)

資料6: 平成20年度事業計画承認の件

資料7: 平成20年度の管理建築士講習等の実施につき貴会の意向の確認について

資料8: 日事連業務支援サービスの一部のソフトウェアの価格変更について

資料9: 有限会社日事連サービスの今後の運営方針について(依頼)

資料10: 第49回通常総会及び第103回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料11: 6月改正建築基準法の施行について

資料11-1: 建築確認手続きの円滑化に向けた取り組みの強化・継続等について

資料12: 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等

資料13: 国の審議会の報告書のとりまとめ経過及び日事連の対応について(報告)

資料14: 定款の一部変更について(案)

資料15: UIA2011東京大会への対応状況について

資料16: 平成20年度に国交省住宅局関係で実施が予定される講習

資料17: 第32回建築士事務所全国大会大分大会事業報告書

資料18: 日事連・平成20年度主な会議日程(予定)

資料19: 会員・構成員異動報告書

■ 平成20年2月 常任理事会概要

1. 日 時 平成20年2月20日(水) 13:30～17:15

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

(内、表決委任状提出者2名を含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山口祥悟、伊藤 剛、山崎善利、森 素直

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、鈴木誠一、外木場久雄、髭右近外嘉、
吉原殖男

欠 席 者(表決委任者)

山本茂男副会長、本澤宗夫常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、前田敏明総務係長

5. 議 事

(1) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

山口祥悟副会長、伊藤 剛副会長

(2) 専決事項

1) 日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、日事連建築賞募集要項の一部改正及び日事連建築賞選考委員会委員について資料1により次の通り説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行ったこと、また、選考委員会委員関係では委員長が藤木忠善氏から坂本一成氏に、委員では伊香賀俊治氏から酒井寛二氏に変更した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員を決定した。

2) 管理建築士講習(法定講習)の実施の決定の件

事務局より、管理建築士講習(法定講習)の実施についての業務受託内容、経費分担及び全体スケジュール等について資料2によって次の通り説明がなされた。

登録講習機関として申請を予定している(財)建築技術教育普及センターとは管理建築士講習の実施にかかる基本合意書を平成19年11月28日に交わしている。その後、具体的な業務委託内容及び委託費等の実施協力条件等について協議を重ねてきた。今回条件面の整理が資料2の

とおりまとまった。内容は、受講料(修了考査含む)は1名・15,000円を想定し、日事連はテキストの編集協力費・印刷製本費・送料及び講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約13%、単位会は会場確保、実務経歴審査、監理補助員説明会等及び講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約43%、センターは講習会場費、問題作成費等、電算システム費、講師謝金、講師旅費、事務局説明会費用、テキスト原稿料等、講習運営間接経費を含めて1名当たり受講料の約44%の経費分担となっており、具体的には単位会へは1名あたり6,400円(講習会場費、講師謝金、講師旅費についてはセンターから別途支給)が支給されることとなる。これらの額については、これまでの管理講習の経費や作業量等とのバランスも踏まえて調整している。なお、管理建築士講習は8月下旬から「見なし講習」として実施される予定であり、実施準備の関係で各単位会へ会場予約等の準備を依頼する時期にきているため、このような方針のもと会場確保等の準備に入りたい。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、資料2のとおり経費分担等の原案を了承し、管理建築士講習(法定講習)の実施を決定し、各単位会へ会場予約等の準備に係る依頼をすることを了承した。

3) 当面の知事指定講習の進め方の決定の件

事務局より、教育・情報委員会で検討した当面の知事指定講習の進め方について資料3によって次の通り説明がなされた。

管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習(知事指定講習)に係る県との協議事項として、管理建築士講習(法定講習)は受講して修了考査に合格すればその後受講する義務はなく、管理講習(知事指定講習)は5年毎の建築士事務所の更新登録の際に受講指導・勧奨という制度の相違点がある。従って、管理建築士が継続的に能力の維持・向上を図る制度として管理講習の知事指定の継続が必要であること、また、管理講習の知事指定の継続をする場合の特例措置(管理建築士講習を修了した者は

知事指定講習を受講したものと見なす等の指導要綱等
の見直し)等について各県との協議を行う必要性につ
いての文書を各単位会に送付したい。

これに関連して以下の質疑があった。

・制度当初3年間の経過措置期間に建築士事務所登録の
更新の際に管理建築士講習を修了していない場合は
どうなるか。

- 県の指導要綱では講習を修了していないことを理由
に更新登録を拒否することは困難と思われるので、そ
の対応については県の担当部局と協議してほしい。

その後、議長より、同議案の決定について諮ったところ、
資料3の管理建築士講習(法定講習)を踏まえた管理講習
(知事指定講習)に係る県との協議事項等の文案を了承
し各単位会に送付することを決定した。

4)「管理建築士士専門委員会」設置の決定の件

事務局より、管理建築士士専門委員会の設置につ
いて資料4によって次の趣旨説明がなされた。

「管理建築士講習」の士士については、(財)建築技術教
育普及センターとの協議の結果、同センターからの委託を受け
て、本会が編集協力することとなった。本会の「講習及
び研修システム等整備ワーキングチーム」において、具体的な編集
方法等について検討を行ったところ、同ワーキングチームで
は、基本的な科目内容案(レジュメ)を作成するにとどめ、士
士の編集協力については、別途、委員会を設け対応す
ることとし、教育・情報委員会の下に「管理建築士士
専門委員会」(仮称)を設け、資料4のとおりメンバーを選定
した。

議長より、同議案の決定について諮ったところ、異議な
く原案どおり管理建築士士専門委員会の設置を決定
した。

(3)協議事項

1)建築士定期講習(法定講習)の実施について

事務局より、資料5によって建築士定期講習(法定講習)
の実施について次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習は、登録講習機関として申請を予定し
ている(財)建築技術教育普及センターと日事連及び日本建
築士会連合会が実施協力に係る協議を行っている。こ
れにともない、日事連及び日本建築士会連合会の両団
体で建築士定期講習実施に係る基本的な事項について
合意をする必要性が生じたため資料5の建築士定期講
習実施に係る基本合意(案)をまとめた。この基本合意
を年度内に結びたいと考えている。

協議の結果、異議なく資料5の建築士定期講習実施に係
る基本合意(案)を了承し、3月通常理事会に提案するこ
ととした。

2)平成20年度事業計画案について

平成20年度事業計画案について資料6により、次の趣旨
の説明が事務局よりなされ協議された。

本年の12月に施行予定の改正建築士法に規定された法
定団体としてふさわしい体制づくりを重点として、法
の円滑な施行に向けて様々な課題に単位会と連携して
取り組み、建築士事務所の健全な発展とともに消費者
の信頼性の向上を図るため各種事業に取り組む。

具体的には法定講習(管理建築士講習、建築士事務所に
所属する建築士のための定期講習)の実施協力機関と
しての実施、定款等の整備、苦情解決業務の実施に係る
規程整備等、改正法の施行に向けた広報活動、指定事務
所登録機関の指定への支援等の活動を通して団体によ
る自律的な監督体制の確立に向けた事業を行う。

協議の結果、原案を了承し、資料6の平成20年度事業計
画案を3月通常理事会に提案することを決めた。

3)平成20年度収支予算案について

平成20年度収支予算案について各科目の収支予算案の
説明及び一般会計と2つの特別会計の3会計合計の収支
について資料7により事務局より説明がなされた。3会
計の収支予算案合計は、収入の部では、会費収入
177,150,000円、事業収入253,440,000円、雑収入、
2,460,000円、特定預金取崩収入60,050,000円、前期繰

越収支差額35,000,000円、合計528,100,000円となっている。支出の部では、事業費382,620,000円、管理費99,410,000円、特定預金支出36,710,000円、予備費9,360,000円、合計528,100,000円となっている。

協議の結果、原案を了承し、資料7の平成20年度収支予算案を3月通常理事会に提案することを決めた。

4)岐阜県での管理建築士講習等の実施について

専務理事及び事務局より、資料8によって岐阜県での管理建築士講習等の実施について次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習を企画している(財)建築技術教育普及センターから日事連に対し、岐阜県における当該講習の実施の方針を求められ、岐阜県での円滑な実施のためには、日事連が岐阜会に対して実施に協力するかどうかの確認をするよう求められた。また、平成20年度に登録更新が予定される住宅金融支援機構の適合証明技術者の登録事務について、日事連と同じ登録機関である日本建築士会連合会の協力のもと実施することが本来的であるが、同連合会からは岐阜県での円滑な登録事務の実施のためには日事連が岐阜会の実施に関する意向を文書で確認することを求められた。このため平成19年12月21日に会長、関係副会長等で対応を協議した。その結果、平成20年1月中に幹部が岐阜会を訪問し、平成20年度の管理建築士講習等の準備状況の説明と岐阜県での実施について岐阜会の意向を文書でもって確認することとした。1月22日に日事連から専務理事、事務局長の2名が岐阜会を訪問し、岐阜会の向井会長はじめ役員7名に説明し、平成20年度の管理建築士講習等の実施について意向の確認を行った。当日の説明では岐阜会は退会して会員団体ではないため他の会員団体と同様の条件で委託することはできない旨を説明し、岐阜会もその主旨については基本的に理解していた。その後、平成20年1月31日付で岐阜会より管理建築士講習(法定講習)、適合証明技術者登録事務について受託する旨の回答文書が送付された。委

託契約条件については別途協議することとなっている。会員団体でない岐阜会へのそれぞれの委託費等の協議内容の条件については、他の会員団体の日事連への負担等を考慮しながら、非会員団体としての条件を詰め、その内容については会長に一任することとし、協議の結果は次回以降の常任理事会で報告することとしたい。

協議の結果、岐阜会への対応方針を了承し、資料8を3月通常理事会に提案することを決めた。

5)業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了について

事務局より、教育・情報委員会で検討した業務支援サービスにおける一部のソフトウェアの提供価格の変更及び提供終了について資料9の内容説明がなされた。

これを3月通常理事会に提案することを決めた。

6)(有)日事連サービスの今後の運営方針について

常務理事より、次の趣旨の説明及び報告がなされた。
昨年7月、(有)日事連サービスより日事連に対し、今後、日事連と連携を強化していくため、同社の役員及び出資者の長期固定化、高齢化の現状を改善すべく、同社の今後の運営方針について、考え方を示してほしい旨の依頼があった。このことについて、常任理事会より付託を受けた総務・財務委員会が資料10のとおり、日事連との連携を強化しつつ役員等の若返りが可能になるような方針案をまとめた。なお、(有)日事連サービスから、現役員においても、この方針案について理解された旨の報告があった。協議の結果、(有)日事連サービスの今後の運営方針について資料10を3月通常理事会に提案することを決めた。

7)第49回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第49回通常総会等の日程及び運営について資料11により次の通り説明がなされた。

平成20年3月28日(金)

会場:八重洲富士屋ビル2F「桜の間」

11:00～13:10 3月常任理事会(3F「赤松の間」)

13:15～15:30 第103回建築士事務所協会全国会長会議

15:35～16:15 第49回通常総会(平成20年度予算総会)

16:20～17:00 第33回日事政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料11の第49回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

8)3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料12により事務局より説明がなされ、協議の結果、資料12を3月定例理事会開催通知とすることを決めた。

(4)報告事項

1)社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて

専務理事より、平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめがなされたこと、その内容として、建築士試験の受験資格の見直し、講習制度、工事監理業務の適正化、業務報酬基準(告示1206号)の見直し、建築士事務所が加入する設計賠償責任保険の充実等について資料13により報告がなされた。なお、この内容については、連合会のホームページに掲載している。

2)日事連定款の一部変更の折衝状況について

常務理事より、改正建築士法に対応するための定款変更等にかかる状況について資料14によって報告がなされた。変更の内容は次の事項となる。

改正建築士法第27条の2に規定する法定団体の要件を満たすために、「目的(第3条)」、「事業(第4条)」及び「会員資格(第5条)」の規定を変更する。

法定団体としての社会的責任及び業務の増大に対応するために副会長を1名増員するための「役員の数(第12条)」の規定を変更する。

その他所要の規定を変更する。

なお、公益社団法人への移行に必要な定款の変更については、改正建築士法の施行後に検討のうえ行うこととする。この定款の一部変更については、現在、国土交

通省担当課と折衝中であり、本年6月に開催する日事連の総会を目途に事前審査・調整が行われることになっている。

3)6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケートの状況等について

本年2月に単位会の協力を得て500事務所に対して6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査を行った。今回の資料15は速報版であるため今後修正がでると思われる。適合性判定がある場合は、ない場合と比較すると約3倍の期間を費やしている結果となっている等の報告が専務理事よりなされた。

これに関連した質疑は次のとおりであった。

- ・基準法の運用については徐々に浸透し始めているが、制度の改善については、ロックごとに意見を提出願ひ、要望活動をする必要があるのではないかと。
- ・国土交通省に要望するのであれば、タイミング的に早いほうが良いのでは。
- ・事前相談に行く前段階での業務の日数が相当かかっている。構造設計に携わる技術者が少なくなっており、その実態把握も必要である。

等の意見があり、議長からさらに調査すべき項目が必要と考えられる事項があれば具体的な提案を事務局に1週間以内に提出することとした。

4)業務報酬基準見直しに係る実態調査について

国の業務報酬に係る実態調査の対象事務所は建築関係7団体等が協力して約1,500事務所を選定し2月18日頃から開始された。回答期限は3月16日が予定されている。日事連は2月12日から各ブロック協議会の要請により実態調査の対象事務所に対して順次説明会を行っている旨の報告が常務理事より資料16によってなされた。

5)木造3階建て等の住宅の確認申請に係る相談窓口の設置について

改正建築基準法の円滑な施行に向けた取り組みの一環として昨年12月に木造3階建て・混構造の住宅を対象と

する跡・トセンタ-について木造3階建て等の建設件数の多い10都道府県に設置することになり、各都道府県の建築士事務所協会が協力することとなった。また、本年1月末には都道府県建築行政主務部長宛に国土交通省住宅局建築指導課長より跡・トセンタ-の積極的な活用に係る文書が出された旨の報告が常務理事より資料17によってなされた。

6)UIA2011東京大会への対応について

UIA2011東京大会は2011年9月25日から10月1日に1万人規模で開催される予定であり、日事連も関係団体の一つとして協力している。本年6月に開催されるUIA2008トリノ大会で次回の東京開催に対する関心を高め、大会の準備を促進するため、建築5団体に対し、参加協力要請があり、関係団体で今後調整することとなっている旨の報告が専務理事より資料18によってなされた。

7)平成20年度国土交通省住宅局関係の講習について

平成20年度に国土交通省住宅局関係で実施が予定される講習は以下の通りである。

長期優良住宅に関する技術の普及(講習の実施:平成20年秋頃から24年まで)

木造住宅の安全性・信頼性向上(講習の実施:平成20年6月頃から22年まで)

住宅瑕疵担保責任保険制度対応(講習の実施:平成20年4月頃から21年まで)

住宅・建築物の省エネ対策強化(講習の実施:平成20年秋頃から24年まで)

これらの講習の実施回数は各都道府県で相当多くなる。そのためこれらの講習を円滑に実施するため各県で協議会が設置される予定となっている旨の報告が常務理事より資料19によってなされた。

8)第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果報告について

昨年10月5日に開催した、第32回建築士事務所全国大会(大分大会)の実施結果について、大会参加者1,811名、パ-

-ティ参加者422名、収支結果は54,543,454円となった旨の報告が資料20によって事務局よりなされた。

9)平成20年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成20年度の主な会議日程(予定)について資料21によって事務局より報告がなされた。

10)会員・構成員異動報告

平成19年11月末日から平成20年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料22の通り。

平成19年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,869事務所、賛助会員5社

平成19年12月31日現在

正会員46団体、構成員14,878事務所、賛助会員5社

平成20年1月31日現在

正会員46団体、構成員14,880事務所、賛助会員5社

11)後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料23、資料24により報告がなされた。

12)職員30年勤続表彰について

会長より、就業規程により職員永年勤続表彰は通常総会で行うこととなっている。このため、恩田利昭(昭和52年8月1日入社)を平成20年3月28日に開催される第49回通常総会で表彰する旨の報告がなされた。

<配付資料>

資料1:「日事連建築賞」募集要項新旧対照表

資料2:管理建築士講習に係る業務分担及び受講料収入の割り振り案

資料3:「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)

資料4:「管理建築士科専門委員会」(仮称)の設置について

資料5:建築士定期講習実施に係る基本合意(案)

資料6:平成20年度事業計画(案)

資料7:平成20年度一般会計収支予算書(案)

資料8:平成20年度の管理建築士講習等の実施につき貴会

の意向の確認について

資料9: 日事連業務支援サービスの一部のソフトウェアの価格変更について

資料10: 「有限会社日事連サービスの今後の運営方針について」の対応経緯及び日事連サービスのとった措置

資料11: 第49回通常総会及び第103回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料12: 平成20年3月通常理事会開催通知

資料13: 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめ

資料14: 定款の一部変更について(案)

資料15: 6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査(速報)結果集計

資料16: 「業務報酬基準見直しに係る実態調査」について

資料17: 改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組について(依頼)

資料18: UIA2011東京大会への対応状況について

資料19: 平成20年度に国交省住宅局関係で実施が予定される講習

資料20: 第32回建築士事務所全国大会大分大会事業報告書

資料21: 日事連・平成20年度主な会議日程(予定)

資料22: 会員・構成員異動報告書

資料23: 後援、協賛名義使用の件

資料24: 経過報告

■第3回 全国大会実行特別委員会(東京開催)概要

日 時 平成20年3月3日(月)15:00～17:20

会 場 日事連会議室

出席者 三栖委員長、大内副委員長、山崎委員、西倉委員、吉川委員、宮原委員、

事務局: 高津専務理事、北野常務理事、恩田、鈴木、戸谷、前田、松谷

欠席者 荻原委員

1. 協議事項

(1) 第33回建築士事務所全国大会(東京開催)事業計画について

はじめに資料1によって改正法周知ワーキングチームが現在取り組んでいる「憲章」見直し作業の経緯等の説明が事務局よりなされ、見直し作業が間に合えば、10月3日に開催される全国大会(東京開催)を発表の場としたいとの要望が出された。協議の結果、10月3日に開催される全国大会(東京開催)は「新建築士事務所憲章」を発表する場として相応しいので、改訂作業(イメージ案の修正等)、理事会や全国会長会議等への手続きを迅速に行うよう、改正法周知ワーキングチームに対し、回答することとした。資料2より前回の委員会の意見を踏まえて、大会テーマ、大会宣言、行事形式について協議、検討を行った。意見を集約した結果、大会テーマ及び大会宣言については、下記の通りの案がまとまった。行事形式については、シンポジウム形式で大会テーマに相応しい方を人選することとし、次回の委員会で再度協議、検討を行うこととした。

・大会テーマについて(案)

新たな使命に向かって～建築士事務所協会の法定化を契機として～

・大会宣言について(案)

私たち建築士事務所は、
新たに法律に定められた団体の会員として、
社会から課せられた使命を自覚し、
自己研鑽と職業倫理の遵守を誓い、
国民の信頼と期待に応えられることを
ここに宣言します。

・行事形式について(案)

シンポジウム形式(パネラー4名程度とコーディネーター1名)

日事連会長、国土交通省、国会議員、消費者団体、基本制度部会関係者、知事、市長(長岡市長、伊丹市長等)、弁護士、女性有識者等

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、

平成20年4月7日(月)15:00～17:00とした。

(配付資料)

資料1：改正法周知ワーキングチームの報告について

資料2：各項目の検討について

■第25回 建築設計制度等対応特別委員会概要

日 時 平成20年2月22日(火) 10:00～12:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 榊原 信一、中村 正則、山口 祥悟、

小林 志朗、高津 充良

特 別 出 席

構造基準に関する懇談会(国土交通省)委員 早野裕次郎

環境配慮契約法基本方針検討会構築WG(環境省)委員

山田 裕三

知的生産性研究委員会(国土交通省)委員 平倉 章二

事 務 局: 吉田、恩田、鈴木、上原

<配付資料>

第24回 建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

資料1: 構造基準に関する懇談会(国土交通省)関係資料

資料2: 環境配慮契約法基本方針検討会 建築WG(環境省)関係資料

資料3: 知的生産性研究委員会(国土交通省)関係資料

資料4: 三委会長等会議関係資料

資料5: 建築CPD運営会議関係資料

資料6: 業務報酬基準見直しに係る実態調査関係資料

・前回の議事録は修正等があれば26日までに事務局へ連絡することとした。

議事1. 構造基準に関する懇談会(国土交通省)の報告について(資料1)

早野懇談会委員より次の報告があった。

・当懇談会は建築基準法改正にあたり設けられた「構造基準検討部会」の継続委員会(懇談会)である。日事連から

は早野委員(日事連業務・技術委員会委員)と櫻川委員(福井会)が出席している。平成20年1月第1回懇談会では構造関係技術基準についての整備・検討状況の報告があった。

・今後は、細かな構造基準の見直しにあたって適当な時期に開催することとしている。

議事2. 環境配慮契約法基構造基準本方針検討会建築WG(環境省)の報告について(資料2)

山田WG委員より主に次の報告があった。

・環境配慮契約法は平成19年11月に施行、これに係る基本方針は平成19年12月に閣議決定され4月に施行される。当WGは平成19年9月より3回開催され、閣議決定に向けた法律内容及び基本方針解説資料(資料2)についての検討を行った。

・同法では国や独立行政法人等が製品やサービスの購入の契約を結ぶ際に、環境性能を含めて総合的に評価する仕組みが示されている。建築設計に関係する分野では、設計段階で設計者に対して十分な環境配慮を求めることが重要とされ、基本方針では「環境配慮型プロポーザル方式」を採用することとしている。

・解説資料では、建築物の環境保全性能として、長寿命、適正使用・適正処理、エネルギー、省資源、周辺環境保全等が挙げられている。

・WGの方針として、設計サービスにおいて環境配慮の実効性を確保するための対価が必要であること、また解説資料はこの対価に対する国民の理解が得られるものとした。

・WGでは「環境配慮に係る設計意図の伝達をどのようにすべきか」、「今回、発注側の範囲を国や独立行政法人を主としているが、今後どの範囲までその対象を広げていくか」、「環境配慮に係る実績を集積し、次のプロポーザルに反映する仕組みも必要である」、「実際に環境配慮性能がどの程度効果があったのかをチェック・フィードバックする仕組みも必要である」等の議論があった。

高津委員より補足説明があった。

- ・当法律は環境省所管であるが、検討会等には国土交通省もオブザーバーとして出席した。山田委員には国交省からの依頼により委員推薦を行った。

議事3. 知的生産性研究委員会(国土交通省)の報告について
(資料3)

平倉知研究委員会及び建築空間計画/設計部会委員より主に次の報告があった。

- ・当委員会は、平成19年6月に閣議決定された『長期戦略指針「イノベーション25」』で示された内容を元に、連携する産学官が協力し、今後の建築分野における知的生産性を向上させる建築環境に関する研究・開発を行うために平成19年8月に設立した。
- ・平成20年1月に「知的生産性フォーラム」として検討内容等について報告を行った。
- ・平成20年～21年度に組織される予定の「(仮称)知的生産性研究コンソーシアム」への委員としての企業参加は、「新しい課題に対する最新情報等が入手できる」、「知的生産に関する計画・評価・格付け手法に意見が反映できる」として有料とし、国の支援を得ながら知的生産性向上に関する具体の調査研究を行うこととしている。
- ・今後は、平成21年度末を目途に成果を取りまとめることとしている。

議事4. 設計三会会長等会議について (資料4)

高津委員より主に次の報告があった。

- ・1月22日に設計三会会長会議が開催され、日事連、士会連合会、JIAが出席し、建築士及び建築士事務所の責任(工事監理や元請・下請関係等)についての意見交換及び検討の進め方について検討した。
- ・会議では最近の一級建築士の処分事例や一級建築士の懲戒処分基準の見直し等について日事連から資料を提出し説明を行った。
- ・会議では「公共発注の工事監理責任は発注者なのか、受託者なのか」、「工事監理基準が明確でない状況下での不誠実等を理由とした建築士に対する処分への懸念があ

る」、「工事監理ガイドラインが国で作成されるが、行政処分や民事上の係争の観点から責任の所在を意識したガイドラインを作成するよう要望するべきではないか」等の意見があった。次回2月25日に引き続き議論を重ねることとしている。

内容について意見があれば事務局まで連絡することとした。

議事5. 建築CPD運営会議の状況について (資料5)

高津委員より主に次の報告があった。

- ・2月14日に第8回建築CPD運営会議が開催された。各団体で実施しているCPD制度を(財)建築技術教育普及センターが一義的に管理して受講時間の証明書を発行している。1月31日現在、参加人数は11,358名、認定プログラムは1,400を超えている。日事連の管理講習会はCPD運営会議プログラム審査会で認定されている。実績証明書は平成18年度からの累計で41件、延べ155名へ発行されている。
- ・地方整備局や県では建築工事の経営審査の際にCPDを加点对象とする動きがある。
- ・国も国土交通省の官庁営繕における建設コンサルト選定の活用を検討している。今後のスケジュールは、20年度に一部試行運用、平成21年度以降に本省及び各地方整備局等で順次本格運用する予定である。
- ・前回(9/14)において建築CPD情報提供制度のプログラムの形態の対象範囲、推奨時間運用についてアンケート調査を行った。結果については引き続き検討していくこととしている。

議事6. 業務報酬基準見直しに係る実態調査について

(資料6)

鈴木業務課長より主な報告、吉田調査役より追加説明があった。

- ・2月15・16日にかけて(財)建築技術教育普及センターより調査対象事務所宛に依頼文が送付された。2月18日から3月16日までWEBによる回答受付が行われる。調査数は建築関係7団体と国土交通省官庁営繕部から1,549件がリストアップ

され、日事連は536件で全体の約35%を占めている。

- ・当実態調査の回答にあたっては、補正業務量を算出する複雑な調査であるため、吉田調査役と鈴木業務課長が各ブロック協議会で調査対象事務所を対象とした説明会を行っている。

議事7.その他

- 「環境配慮契約法」、「知的生産性」については各出席委員に執筆を依頼して日事連会誌に掲載してはどうかとの意見があった。
- 次回当委員会でも外部委員会の状況について「建築設備の安全制御システム等の技術開発検討委員会」の望月委員より、「日本APECインフラ・建築インフラ資格委員会」の榊原委員に報告いただく予定とした。
- 次回日程について
次回委員会開催予定

平成20年4月18日(金)10:00～12:00 日事連会議室

■第6回 教育・情報委員会概要

日 時 平成20年2月6日(水) 13:35～16:50

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 米澤 榮三(日事連理事) 副委員長 尾添 信行
委員 中村 優晴、滝井 利彰、村上 勝郎、中岡 数夫、
野添 勝久

特別出席 (株)構造システム 伊原 俊一

事務局:高津充良、北野芳男、恩田利昭、千浜民子、
上原規子、市川貴之

欠席者 担当理事 木村 旭(日事連常任理事)

<配付資料>

第5回議事録(案)

資料1-1:社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会と
りまとめ(抜粋)

資料1-2:知事指定講習・管理講習及び開設者研修開催日程

資料2-1:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム検討スケジュール

資料2-2:講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告

資料2-3:管理建築士講習の実施にかかる基本合意書(写)

資料2-4:管理建築士講習・業務委託費について(センター作成)

資料2-5:管理建築士講習・終了時間割(叩き台案)

資料2-6:管理建築士講習日程(案)(センター作成)

資料2-7:管理建築士講習・終了執筆者説明会及び終了執筆者会議等関係資料

資料2-8:管理建築士講習・終了執筆者スケジュール(案)

資料2-9:定期講習終了修了者検査検討部会資料(抜粋)(センター作成)

資料2-10:建築士定期講習実施に係る基本合意書(案)

資料2-11:建築士定期講習・業務委託費等について

資料2-12:法定講習に係る業務委託費等の改善要望事項について

資料2-13:開設者・事務所に属する建築士に対する研修の実施体制の検討経過

資料3-1:管理建築士講習と管理講習との関係に係る県との協議事項について

資料3-2:管理建築士講習と管理講習との関係に係る今後の単位会の対応方法等について

資料4:管理建築士講習終了執筆者会議の設置について

資料5-1:一部のソフトウェアの提供価格変更について

資料5-2:一部のソフトウェアの提供終了について

資料6:建築士事務所協会会員事務所情報の基礎的アンケート調査について

資料7:平成20年度事業計画(案)

参考資料:平成20年度国土交通省重点施策、講習会実施体制イメージ図(案)

報告事項

- ・第5回議事録(案)は、事前に議事録案を送付し、修正等の指摘はなかった旨事務局より報告があった。

1. 社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会とりまとめについて(資料1-1)

以下、高津専務理事より報告があった。

- ・平成19年12月19日に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会が開催され、第13回の基本制度部会でのとりまとめ案が示された(資料1-1はその後案がとれたもの)。
- ・「講習の基本的な枠組みについて」、建築士、構造/設備一級建築士及び管理建築士に係る講習は、講義と修了考査を行うこととしている。各々の講義内容や時間、修了考査の方式、実務経験審査等についてとりまとめられた。
- ・受験資格の関係告示は2月上旬に出るとの情報がある。
- 施行日の状況はいかがか。
- 主とする項目は11月末か12月初め施行との情報があるが、項目によって施行日が異なる。

2. 管理講習・開設者研修の実施状況について(資料1-2)

以下事務局より、平成19年度「管理講習・開設者研修」の実施について報告があった。

- ・上半期は4単位会7会場で開催、下半期は46単位会85会場が開催または開催予定である。今年度全体では46単位会92会場で開催予定であり、約18,000～19,000名の参加が見込まれる。参考として、平成18年度は46単位会83会場で17,679名が受講した。

協議事項

1. 講習及び研修システム等整備ワーキングチーム等の検討状況について(資料2-1～2-13)

以下、検討事項・スケジュール及び具体的な検討状況等について事務局より説明があった。

- ・講習及び研修システム等整備ワーキングチーム(以下、講習・研修WTという)検討スケジュール及び検討経過等について概要の説明があった。(資料2-1)

(1) 中間報告取りまとめについて(資料2-2)

- ・第6回(10/2)、第7回(11/6)開催の講習・研修WTにおいて「講習及び研修システム等整備ワーキングチーム中間報告とりまとめ」について検討を行い、常任理事会(11/13)、全国会長会議(11/27)で報告を行った。単位会へ意見を求めたが特に意見等は提出されなかった。今後は6月末を目途に報告書

をまとめる予定にある。

(2) 「管理建築士講習」について

- ・「管理建築士講習の実施に係る基本合意書」(資料2-3)は、登録講習機関になる予定の教育センターと日事連が業務委託契約の締結に先立ち会場確保やテキスト作成等の事前準備を行う必要があるため便宜的に締結(11/28)したものである。
 - ・業務委託費は、現在のところ(財)建築技術教育センター(以下、教育センターという)との協議により受講者数が確定後、その一部が日事連へ前払い委託費として教育センターより支払われる。その後最終的に収支差額を教育センター及び日事連と単位会の間で一定精算割合に従ってぶんばいされる。なお、人件費、諸経費はそれぞれの精算額の中で負担することとしている。
 - ・管理建築士講習のモデル時間割(資料2-5)が教育センターより示されている。講義は5時間(法令に関する科目1.5時間、品質確保に関する科目3.5時間)と修了考査1時間となっている。
 - ・年間の日程について(資料2-6)、見なし講習期間に2回、本講習は2回/年に受付を行うという案が教育センターより示されている。単位会によっては1回の受付で済む場合もある。
 - ・講習・研修WTでテキストのレイアウトを作成し、教育センターの管理建築士講習テキスト修了考査検討部会(10/19)へ提出しその後、部会主査一任の上、レイアウト及び執筆者(案)が了承された。
 - ・1月23日に「執筆者説明会」(教育センター主催)及び「管理建築士講習テキスト執筆者会議」(が開催され、会議では具体的執筆内容と今後の会議の進め方を説明した(資料2-7)。今後は6月までにテキストの印刷に入る予定で進めている(資料2-8)。
- 今後も円滑な講習運営について引き続き教育センターと協議を行うとともに、テキストについても作業を進めていくこととした。

(3)「事務所に属する建築士に対する定期講習」について

- ・教育センターの建築士定期講習テキスト修了審査検討部会(第3回・11/28)では、講習内容の叩き台案が示され検討を行った。建築士定期講習テキストは教育センターで作成する。
- ・「建築士定期講習実施に係る基本合意(案)」(資料2-10)は、登録講習機関である教育センターのもとで講習実施機関として日事連と士会連合会が講習を円滑に実施するための基本合意を平成19年度中に結ぶこととしている。講習会は事務所協会と士会の共催を基本とするが、地域の実情によりふさわしい実施方法で行うこととしている。
- ・業務委託費は、現在のところ教育センターの提案により受講者数が確定後その一部が日事連、士会連合会へ前払い委託費として教育センターより支払われる。その後最終的に収支差額を教育センター及び士会連合会、日事連と単位会の間で一定の精算割合に従って分配される。なお、人件費、諸経費はそれぞれの精算額の中で負担することとしている。
- ・一部の単位会の試算では、現行の提案では講習運営上の支障をきたす恐れがある。教育センターに対し日事連と士会連合会の会長連名で「法定講習にかかる業務委託費等の改善要望事項について(1/30付)」として会場費の取扱い、利益分担割合や不測の事態が生じた場合の対応、修了審査問題の種類、会場での本人確認、映像による講習について要望を行った(資料2-12)。

今後も円滑な講習運営について教育センターと士会連合会と協議を続けていくこととした。

(4)「開設者・事務所に属する建築士に対する研修」について

- ・第6回講習・研修WT(10/2)より新たな科目等について検討を開始している。講習・研修WTでは研修のあるべき方向性や科目内容の提案を行うこととしている。

検討の結果、講習運営に係る運営の協議にあたっては、単位会で実施することを念頭に進める。他の建築関係団体講習機関が開催する講習との競合も視野に入れることとして今後も関係団体と協議を進め、講習会に係る準備を進めている

くこととした。

2. 法定講習を踏まえた知事指定講習に係る単位会宛て文書について (資料3-1～3-2)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・管理講習については、管理建築士講習との違いや対応方法がわかりにくいとの意見があったため、事務局で整理し単位会会長宛の通知として『「管理建築士講習」(法定講習)を踏まえた「管理講習」(知事指定講習)に係る県との協議事項について(案)』(資料3-1)、『「管理講習」(知事指定講習)に関する今後の単位会の対応方法等について(案)』(資料3-2)をまとめた。
- ・資料3-1では、管理建築士講習の定期受講化がなされなかったため、継続的な能力の維持・向上を図ることを目的として管理講習の継続が必要であること。知事指定講習となるべき管理講習は管理建築士講習とほぼ同等の内容となるため、管理建築士講習受講後の一定期間は管理講習受講の免除措置をとる特例措置を設ける必要があることが説明されている。資料3-2では、管理講習の実施に係る期間ごとの単位会の対応方法等について明記したものである。

○特例措置等は国による一律的な指導によるものではないのか。

- 法的に定められていないため、国から指導はできない。知事の監督責任として特例措置を講じてもらう必要がある。

○知事指定の継続や特例措置の設置については、ブロック等でも協力体制をとる動きもある。

検討の結果、資料3-1、3-2を単位会会長宛に送付することとし、常任理事会に諮ることとした。

3. 「管理建築士テキスト専門委員会」の設置について(資料4)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・管理建築士講習のテキストの執筆に係る委員会は、日事連及び単位会が実施協力機関として実施する講習の内容に関わる重要な事項であること、また講習・研修WTが6月を

目途に活動に区切りを付けることから現行の「管理建築士講習会執筆者会議」を「管理建築士会専門委員会」として教育・情報委員会の専門委員会として設置することとしたい。

・委員(9名)は以下のとおり

主 査 岡本 賢(株式会社久米設計代表取締役会長)

委 員 秋野卓生(匠総合法律事務所弁護士)

委 員 大松 敦

((株)日建設計) 外部開発部門副代表・PM室長)

委 員 高見真二(国土技術政策総合研究所建築研究部
基準認証システム研究室長)

委 員 中川孝昭((有)日事連) セールズ専務取締役)

委 員 福井 稔

((財)日本建築センター) 審査員、福井A・Uシステム計画代表)

委 員 宮原浩輔((株)山田守建築事務所代表取締役)

委 員 山口忠彦((財)日本建築センター) 審査員、(株)
綜コンポネット代表取締役)

委 員 吉田 茂

((財)日本建築センター) 審査員、日事連調査役)

検討の結果、「管理建築士講習会執筆者会議」を「管理建築士会専門委員会」として改組し、教育・情報委員会の専門委員会として設置することとして常任理事会に諮ることとした。

4. 業務支援サービスにおける一部ソフトウェアの提供価格変更及び提供終了について(資料5-1-5-2)

(1) 一部のソフトウェアの提供価格変更について(資料5-1)

・ソフトウェア提供企業の(株)構造システム伊原氏より以下の説明、恩田局長より追加説明があった。

平成19年6月の改正基準法施行に伴い、プログラム開発コストやサポート対応件数の大幅な増加等により、現行価格でのソフトウェアの提供が困難となったため、以下7つの提供ソフトウェアについて、平成20年5月分(4月21日利用分)より以下のとおり価格を変更したい。価格は税込み

1次・2次診断ソフト(RC/SRC造建築物耐震診断)

6,825円 ← 5,250円

HOUSE-ST1(木造住宅(在来軸組工法)の構造計算)

5,775円 ← 3,885円

FAP-3(任意形状立体フレームの弾性応力解析)

7,140円 ← 5,985円

HOUSE-DOC(木造建築物の耐震診断)

4,725円 ← 2,625円

DRA-CAD(建築設計2次元3次元製図)

2,625円 ← 1,995円

LAB-S1(日影と天空率の計算) 6,825円 ← 5,250円

DAP(多質点系弾塑性地震応答解析)

5,775円 ← 3,885円

検討の結果、上記の7つのソフトウェアについてはホームページでの告知及び利用者へ通知の上、資料5-1の内容及びスケジュールに基づいて5月分(4月21日利用分)から価格を変更することとした。

(2) 一部のソフトウェアの提供終了について(資料5-2)

恩田事務局長より以下の説明があった。

- ・本運用を開始した平成16年3月1日から平成20年1月末の期間で利用期間が2週以下及び利用回数が0回のソフトウェア14種類については、ホームページでの告知及び利用者へ通知の上、平成20年6月20日で提供を終了することとしたい。
- 14種類のソフトウェアの提供を終了することにより日事連の収益は確保できるのか。

- 日事連は利用者より一定額の維持費とソフト使用料の一部を徴収しているため支障はないと考える。

検討の結果、上記14種類のソフトウェアについては資料5-2の内容及びスケジュールに基づいて6月20日で提供を終了することとした。

5. 建築士事務所協会会員情報調査の状況について(資料6)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・前回以降の作業状況とスケジュールについて説明があった。当初予定より作業が遅れているため、引き続き調査に係る構築作業を進めていきたい。
- ・「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査

の実施について(案)」、日事連会長及び教育・情報委員長
名で単位会会長・事務局宛及び会員建築士事務所宛の文
書について説明があった。

- ・ポータルを使用し、実際のWEBでの調査画面を確認した。
 - ・システム構築後は委員にプレ調査をお願いすることとしたい。
- 検討の結果、引き続き調査のシステム構築作業を行い、システム構築
後は委員がプレ調査に協力することとした。

6. 平成20年度事業計画について(資料7)

事務局より主に以下の説明があった。

- ・昨年度までは計画する項目のみの記載だったが、総括的
な前文を挿入した。
 - ・これまで取り組んできた「ホーム・ジョ」の情報充実」について
は、広報的な機能の強化を図るべく「広報・渉外委員会」で
新たに検討することとしたい。
 - ・平成20年度事業計画(案)(資料7)について説明があった。
- 検討の結果、資料7を平成20年度事業計画(案)とし、総務・財
務委員会で検討の後、常任理事会に諮ることとした。

7. その他

- 高津専務理事及び北野常務理事より以下について説明が
あった。
- ・本日2月6日に国土交通省より日事連及び士会連合会に対
し、平成20年度に国が講習を重点施策として捉え、住宅・
建築関連中小事業者等技術力向上支援を行うとする説
明があった(参考資料)。
- ・当連合会に關係する講習に係る部分は以下のとおりである。
 1. 住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組(超長期住
宅先導的モデル事業の創設)、2. 木造住宅の振興(建築確
認・検査精度の見直しへの対応等)、3. 新築住宅の瑕疵担
保責任履行の確保(住宅事業者・消費者に対する普及・啓
発)、4. 中小事業者等による住宅・建築物に係る省エネ対策
の強化
- ・国土交通省では「住宅・建築関連中小事業者支援中央審議
会」(事務局:(財)日本建築センター)を設置し、関係法人や都
道府県等で組織される都道府県協議会や実施機関との

調整を行うこととしている。

- ・講習会は各都道府県の協議会を通して行われるため、当
講習について都道府県等から連絡が入ることとなる。単
位会は各都道府県の協議会に協力を願いたい。
- ・これとは別に団体が内容に合致する講習を開催したいと
の要望があれば国土交通省に直接提案いただきたいと
のこと。ただし、会員限定の講習会は対象とならない。講
習に係る経費は国が負担することとなり、講習会費は無
料を予定している。
- ・単位会には内容が確定次第、日事連から予め連絡するこ
ととしている。

○次回教育・情報委員会日程について

次回委員会開催予定

平成20年4月24日(木)13:30～16:30 日事連会議室

■第6回 広報・渉外委員会概要

日 時 平成20年2月14日(木)14:00～16:30

会 場 日事連会議室

出 席 者

委員長・岡田利一、担当理事・外木場久雄、
委 員・今泉義明、和田中生、山下卓治、大家和義
専務理事・高津充良、常務理事・北野芳男、
事務局長・恩田利昭、広報・渉外担当・戸谷泰子

欠 席 者 副委員長・柳澤隆一、委員・下西伊佐男

1. 議題

(1)改正法周知のキグチームの取り組みについて

平成19年11月の全国会長会議に提出した中間報告に、単位
会からの意見等をもとに修正版中間報告を新旧対照の形式
で資料1として提出した。

主な修正箇所

既会員への周知徹底の箇所で「所属建築士証を所属建
築士に発行」については、単位会の定款には所属建築士の
位置付けがないため、規程等の整備が必要であり、かつ、
発行後の管理が難しい等の単位会からの意見を反映し

項目を削除するとともに、関連する文言を削除。

2008年全国大会の活用

全国大会実行特別委員会へ、改正法周知ワーキングチームとして、第33回全国大会(東京開催)は国民への周知をメインとして開催してほしい旨要望したが、既に会場・予算等が決定しているため要望には応えられないとの回答がなされたため、国民へのアピールの項目から削除。

また、改正法周知に関する日事連及び単位会の取り組みで、平成20年中に取り組むべきスケジュールを資料2として提出したところ、委員より以下の意見が出された。

- ・「加入促進ポスレット」は最優先項目にすべき。
- ・「国民への周知ポスレット」は遅くとも9月上旬には単位会へ送付してほしい。
- ・新しい「会員証」(携帯用、携行用)の原案については、単位会に諮った後、最終決定してほしい。
- ・ワーキングチームのメンバーを増員して、作業を迅速に進めるべき。

(2)建築士事務所キャンペーンの実施について

実施についての検討(案)として、

全国統一テーマで、開催時期を10月、11月に集中して実施。改正法周知ワーキングチームで原案作成を予定している「国民への周知ポスレット」を印刷まですべて行い、キャンペーンの配付資料に加え、予算措置も行う。

助成方法は、昨年と同様に支出が60万円に満たなかった単位会は、差額を返金する。

を提案したところ、以下の意見が出された。

- 「国民への周知ポスレット」について
 - ・デザインを重視したものにすべき。
 - ・年齢層を考慮し、ターゲットを絞り作成してはどうか。
 - ・キャンペーンでの配付資料を整理すべき。現在5種類-3種類程度
- 統一テーマは速やかに決定してほしい。

(3)要望・陳情運動の実施について

資料4により、平成19年度要望項目及び平成20年度要望項目

(案)を提案し、検討した結果以下の骨子が決定した。

要望項目は前年度と同様の4項目とする。

告示1206号の要望については、現在、報酬基準の見直し作業が行われ、告示がまとまる時期が11月頃のため、平成20年度は従来の要望文に現在の状況を加える程度でまとめる。

「改正建築基準法・建築士法の施行に関する市民への周知徹底の要望」を要望項目のトップにする。

追加項目として提案した、「建築士事務所の管理講習に対する知事指定の継続に関する要望」及び「建築士事務所協会の指定事務所登録機関の登録推進に関する要望」については、要望先が都道府県知事に限定されること、また時期を限定せず随時要望すべきものなので、要望項目に加えない。

(4)平成20年度事業計画(案)について

資料5により、平成20年度事業計画(案)及び予算(案)を提案し、承認された。

次回委員会

平成20年4月2日(水)14:00～16:30 日事連会議室

■ 行事予定

行事日程は中止・変更等になる場合がございますので
ご了承ください。

平成20年

- 4月15日 管理建築士テキスト専門委員会
- 16日 四会連合協定建築設計・監理業務委託
契約約款等検討ワーキンググループ、
改正法周知ワーキングチーム
- 17日 業務・技術委員会
- 18日 建築設計制度等対応特別委員会
- 22日 事務所登録事務対応ワーキングチーム
- 23日 指導運営委員会
- 24日 教育・情報委員会
- 25日 業務報酬基準ワーキンググループ
- 5月 7日 広報・渉外委員会
- 8日 建築設計制度等対応特別委員会、
業務報酬基準ワーキンググループ
- 12日 四会連合協定建築設計・監理業務委託契
約約款等改正検討ワーキンググループ
- 13日 監査会
- 14日 苦情の解決業務対応ワーキングチーム
- 15日 総務・財務委員会
- 16日 常任理事会、政研役員会
- 27日 通常理事会

■3月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成20年3月1日～3月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	667	- 2	5,794	11.5	210	- 7	31.5
青 森	148		1,281	11.6	29	- 1	19.6
岩 手	283	- 4	1,365	20.7	53	- 4	18.7
宮 城	271	- 1	2,807	9.7	48	- 3	17.7
秋 田	174		1,712	10.2	44		25.3
山 形	197	- 4	1,680	11.7	42	- 2	21.3
福 島	177		2,181	8.1	47	- 1	26.6
茨 城	501		2,831	17.7	123	- 3	24.6
栃 木	173		1,849	9.4	83	- 1	48.0
群 馬	183		2,330	7.9	88	- 1	48.1
埼 玉	542		6,268	8.6	88	- 5	16.2
千 葉	403		4,579	8.8	80	- 2	19.9
東 京	1,248		18,025	6.9	277	- 3	22.2
神奈川	759		7,646	9.9	135	- 5	17.8
新 潟	280		3,024	9.3	93	+ 1	33.2
長 野	566	- 15	2,988	18.9	108	- 5	19.1
山 梨	117		1,098	10.7	12		10.3
富 山	242		1,506	16.1	48	- 1	19.8
石 川	269		1,683	16.0	51		19.0
福 井	252		1,184	21.3	54	- 3	21.4
静 岡	530		4,094	12.9	120	+ 1	22.6
愛 知	631	+ 5	6,028	10.5	131	- 3	20.8
三 重	182	- 9	1,734	10.5	61	- 2	33.5
滋 賀	207		1,487	13.9	29	- 2	14.0
京 都	270		2,619	10.3	74		27.4
大 阪	1,050		8,100	13.0	167	- 1	15.9
兵 庫	503		4,420	11.4	127	- 3	25.2
奈 良	136	- 3	1,122	12.1	18	- 1	13.2
和歌山	119		949	12.5	24	- 1	20.2
鳥 取	91		676	13.5	43	- 3	47.3
島 根	169		973	17.4	48	- 2	28.4
岡 山	469		1,969	23.8	55	+ 1	11.7
広 島	384		3,117	12.3	104	- 2	27.1
山 口	128	- 11	1,660	7.7	35	- 2	27.3
徳 島	101	- 4	1,198	8.4	13		12.9
香 川	108		1,600	6.8	14		13.0
愛 媛	128		1,590	8.1	18		14.1
高 知	156	- 1	893	17.5	14	+ 2	9.0
福 岡	514	+ 2	4,546	11.3	124		24.1
佐 賀	171		791	21.6	27	+ 1	15.8
長 崎	221	- 1	1,165	19.0	37	+ 2	16.7
熊 本	227		1,737	13.1	78	- 3	34.4
大 分	207	- 1	1,194	17.3	38	- 3	18.4
宮 崎	152	- 10	1,591	9.6	68	- 3	44.7
鹿児島	320	- 20	1,743	18.4	69	- 1	21.6
沖 縄	172	- 3	1,632	10.5	40	- 2	23.3
計	14,798	- 82	130,459	11.3	3,289	- 73	22.2

建築士事務所登録数は平成19年3月末日現在の数字である。